

島根県の最低賃金

地域別最低賃金

島根県最低賃金	時間額 962円 (効力発生日：R6.10.12)	島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます
----------------	-------------------------------------	--------------------------------------

特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。

特定最低賃金（産業別）件名	最低賃金額 時間額	効力発生日	特定最低賃金（産業別）の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
製鋼・製鋼圧延業、鉄素 形材製造業	1,092円	R6.11.28	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次の業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は整理の業務 ② 選別、検数、結束又は包装の業務 ③ 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④ 手作業による運搬の業務 ※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかきめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	1,068円	R6.12.5	
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	987円	R6.12.27	
自動車・同附属品製造業	1,028円	R6.11.30	
百貨店、総合スーパー	令和6年10月12日から島根県最低賃金962円が適用されます。		
自動車（新車）小売業	1,000円	R6.12.5	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当



※詳しくは島根労働局賃金室（TEL0852-31-1158）又は各労働基準監督署へお問い合わせください。

松江労働基準監督署 出雲労働基準監督署 浜田労働基準監督署 益田労働基準監督署
 TEL0852-31-1165 TEL0853-21-1240 TEL0855-22-1840 TEL0856-22-2351